適齢運転者教育記録（例）

受診結果判明後、1か月以内に実施願います。

検印	指導主任者	補　助　者
	印	印

適性診断受診日	令和４年〇月〇日

実施年月日	令和４年〇月〇日
時間	自15：30～至16：00
実施場所	【２階休憩室】
実施者氏名	【■■　■■】
営業所名	【〇〇営業】
氏名	【▲▲　▲▲】

適齢診断に対する特別指導

適齢運転者の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

１．高齢運転者として、特に注意すべき事項

①加齢による身体機能の変化を見逃さないこと。～視力・聴力の衰え、体力・判断力の衰え　など

②注意を要する運転特性

運転傾向について		診断結果に基づく指導
判断動作のタイミング	➡	（例）判断動作のタイミングが遅い　等
動作の正確さ	➡	（例）慎重で安全な運転ができる　等
注意の配分	➡	上記例のように、適齢診断の結果により、適齢運転者へ適切な指導を行ってくださ。
安全態度	➡	
感情の安定性	➡	
協調性	➡	
気持ちのおおらかさ	➡	
他人に対する好意	➡	
危険感受性	➡	

その他

１．生活習慣の改善事項

①間食を含め、食事内容を見直すこと　②食事時間の規則化を図ること

運転者コメント・確認欄

署　名　▲▲　▲▲

６５才に達した運転者に対し、６５才に達した日以降１年以内に１回高齢運転者のための適齢診断として国土交通大臣が認定したものを受診させ、その後３年以内ごとに１回受診させ、その都度適齢運転者に対する教育を実施すること。